

三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託
仕様書

1 業務名

三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託

2 業務の概要

受託者は、三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託（以下「本業務」という。）に基づき児童措置費負担金未収金の回収業務を行うものとします。

3 業務の明細

(1) 勤務地

本業務に従事する者（以下「従事者」という。）の勤務地は、原則、従事者の事務所とします。

(2) 対象債権の選定について

債権の弁済期の始期が1年以上前であり、かつ、過去1年以上返済がない者（この条件以外の者が含まれる可能性があります。）のうち、三重県が指定する者（契約期間内で増額又は減額対照となる債権が存在する場合があります。）とします。

●令和7年4月1日時点の見込み

約 530 件（約 40 人分） 総額 約 1,100 万円

三重県の想定回収率（金額ベース） 15%

(3) 業務内容

ア 三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託

電話、文書による催告（必要に応じて訪問による催告を含みます。）

イ 債務者の所在、居所確認

ウ 業務に係る報告（毎年度末の助言に係る報告を含みます。）

エ 未収金回収手法についての三重県への助言

(4) 委託対象者 児童福祉法により措置の費用徴収決定通知を受けた納入義務者

(5) 委託期間 契約で指定する日から令和8年3月31日までとします。

(6) 委託金額 未収金回収実績金額の30%（消費税分を含みません）を上限とします。

4 児童措置費負担金について

児童相談所が、家庭で適切な養育が受けられない児童を児童養護施設等に措置入所させる場合、児童福祉法にもとづき、都道府県は保護者等からその負担能力に応じた負担金を徴収することができます。

5 委託業務に係る留意事項について

(1) 委託業務にあたっては、債権管理回収業務に関する特別措置法、同法施行規則、同法事務ガイドラインなど関係法令等を遵守したうえで、対象者の生活状況等も考慮しながら、最大の効果があがる手法を要求します。

(2) 提供する納入義務者の情報は、住所・氏名・納入状況を書類等でお渡しします

(3) 三重県の想定回収率について

類似例を参考にした想定回収率であり、この数字を達成しなければ、必ず違約金が生じるものではありません。

(4) 三重県への助言業務について

回収業務に関して、三重県からの相談に対する助言方法、対応する部署を提案してください。なお、企画提案参加者には、現状の県の回収体制等の提案に必要な情報を提供します。

また、提案された内容については、協議したうえで契約書においてその実現を担保することとします。